

がんばろう！東北

つなげよう！
まもろう！ あおもり の かわ と みち



青森河川国道ニュース



ご意見は
こちらまで

お問合せ先：国土交通省 青森河川国道事務所 〒030-0822 青森市中央三丁目20-38
地域づくり相談室 TEL017-734-4529 FAX017-722-2577

平成27年5月14日(木) 第248号

津軽自動車道は自動車専用道路です

★自転車・125cc以下のバイクは走行禁止です★

津軽自動車道では3月17日より期間限定で制限速度が60km/hから70km/hへと変更になりました。津軽自動車道は自動車専用道路と呼ばれる道路であり歩行者、自転車、125cc以下のバイクの通行は禁止されています。重大な交通事故の原因にもなりかねませんので皆さんルールはしっかり守って利用してください。

【津軽自動車道(国道101号)】

国道7号浪岡バイパス高速道入口交差点～
つがる柏IC(つがる市柏稲盛岡本)



自動車専用道路
EXCLUSIVE CAR ROAD

125 CC 以下
のバイク等は
通行できません

歩行者・自転車

自動車専用道路のため

これより先は

なお、津軽自動車道では次のような行為も禁止されています。

×Uターンや後退(バック)・横断

×道路上での駐停車

(※故障などやむを得ない場合などは除く。)

×路肩の走行

(故障時の一時停止場所、緊急車両がやむを得ず走行する場所のため、走行は出来ません。)

これから気候もどんどん暖かくなり各行楽地へお出掛けする機会も増えるかと思いますが、皆様安全運転でお出掛けください。また12月から3月中旬は、吹雪や大雪による交通事故の恐れがあるため制限速度は60km/hとなります。冬期間の走行の際は十分ご注意ください。

津軽自動車道に関することは弘前国道維持出張所まで♪

TEL 0172-28-1315

H P <http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/syutu/hiroku/index.html>

青森河川国道事務所 H P <http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/index.html>